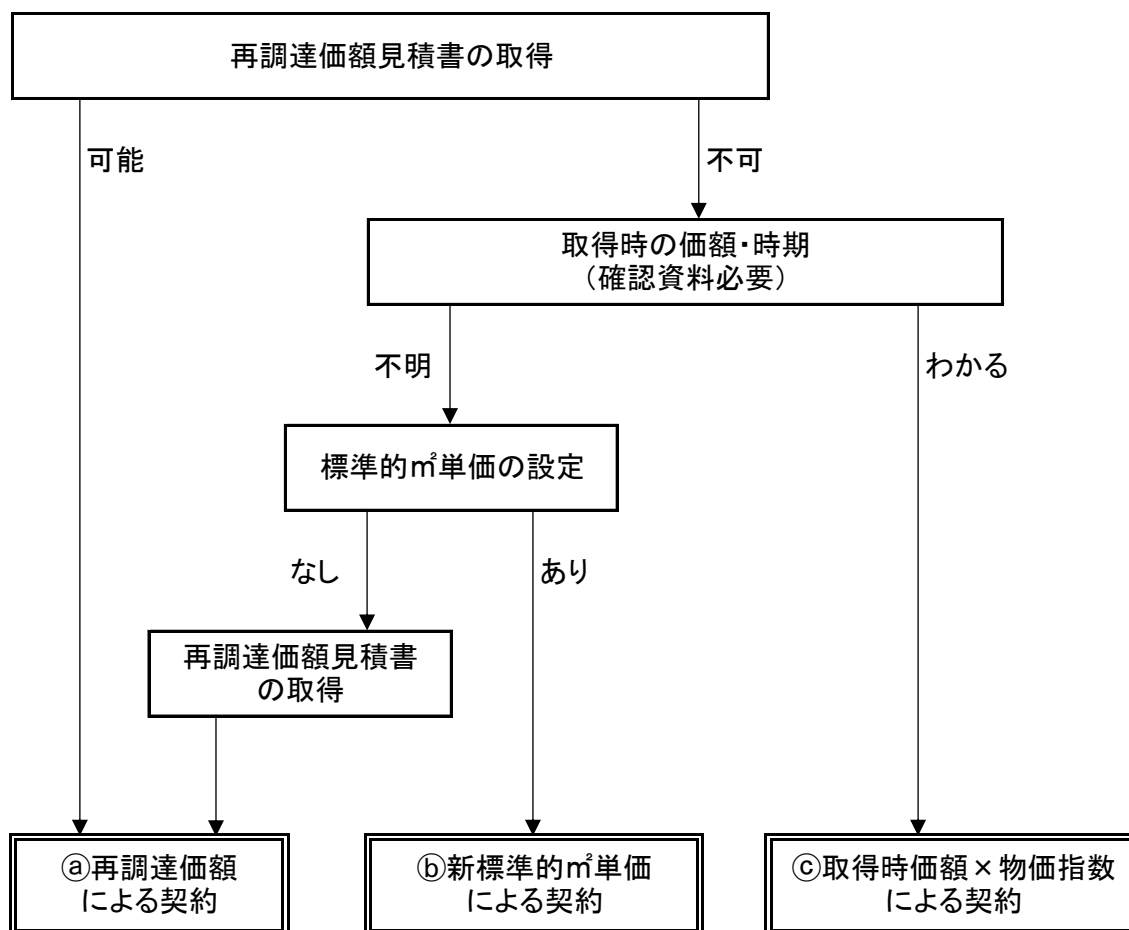


公有建物共済契約時の共済基準額設定事務フロー



《主な留意点》

②について

- ・㎡数や用途コード、構造コード等に誤りが無いか特に注意が必要。
- ・標準的㎡単価に含まれない収容動産や諸設備工作物が含まれていないかを確認。
- ・罹災時に共済責任額が支払限度額となるため、場合によっては十分にてん補が受けられない。
- ・全損の場合は、再調達価額の見積書が必要。比例てん補はしない。

①再調達価額＜共済責任額(標準的㎡単価で算出)の場合

⇒ 再調達価額が支払額の上限となる。

②再調達価額＞共済責任額(標準的㎡単価で算出)の場合

⇒ 共済責任額が支払額の上限となる。

- ・分損の場合は、再調達価額の見積書は原則不要。比例てん補も原則なし。

ただし、分損にもかかわらず、共済責任額(標準的㎡単価で算出)とほぼ同額又はそれ以上の請求額となる場合は、明らかに物件の再調達価額が、共済責任額を超過することが考えられるため、再調達価額の見積書を依頼することがある。その場合は、比例てん補となる。

③について

- ・収容動産は適用不可
 - ・法規制による構造的な基準変更などで再調達価額が大きく変動している場合(例えば、基準変更に伴い、機能自体が大きく変化した環境衛生施設の焼却炉)、単なる物価上昇とは言えませんので、その部分には適用不可。・物件によっては、物価指数を超える価格の上昇も予想され、「(物価指数により算出した)共済基準額≠現時点での再調達価額」となることも想定される。
- 「再調達価額＞共済基準額」の場合、十分にてん補されない場合あり。